

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

雇用環境・均等室

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ + 設備投資

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

最寄りのハローワーク

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

雇用環境・均等室

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

活用のポイント

職業訓練 + 経費助成等
(訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円 (40万円)
②諸手当等制度	
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円 (20万円)
⑤健康づくり制度	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用のポイント

雇用管理改善の取り組み
(賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
 - 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
 - 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
 - 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算
- (※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

最寄りのハローワーク

- ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。 **最寄りのハローワーク**
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。 **職業対策課**

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

職業対策課

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



(R7.4)

厚生労働省

秋田労働局

令和7年度「業務改善助成金」

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 秋田県最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～ 秋田県最低賃金改定日の前日	

ご確認ください！ ☑

対象になる事業場

- 中小企業・小規模事業者であること
- みなし大企業ではないこと
- 秋田県内の事業場で** 事業場内最低賃金が **951円以上1,001円以下** であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給要件

- 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

賃金を引き上げる労働者数・助成上限額

区分	(下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上※2
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

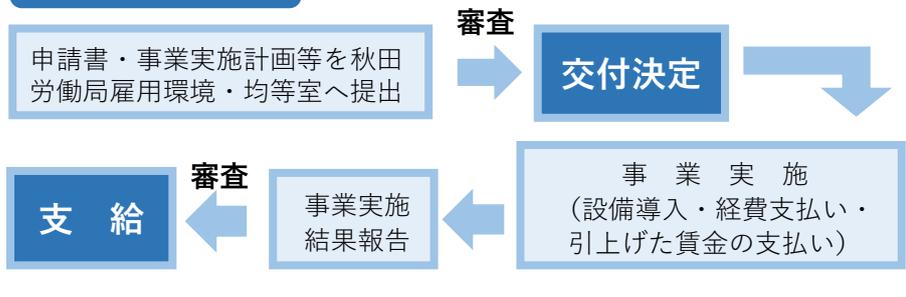
***同一事業場の申請は年1回まで**

【設備投資等】 機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど

物価高騰等要件※1 に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。

パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車、貨物自動車等も助成対象として認められます。

手続の流れ



令和6年度からの主な変更点

- ・申請期間が第1期と第2期に分かれました。当リーフの上部をご確認ください。
- ・交付申請から交付決定までの**標準処理期間**が1か月から**3か月**となりました。
- ・事業主単位の年間申請上限額が600万円となりました。
- ・大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「**6か月以上**」になりました。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

申請様式等、詳しくはこちら



※1 物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

※2 10人以上の上限区分は、特例事業者(①賃金要件：申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者または②物価高騰要件※1に当てはまる場合)が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

秋田県内での活用事例

【製造業】 麹室へのパネルヒーターの導入

導入前	電熱線では麹室の理想温度が維持できず、麹の発育に大幅な時間を要していた
導入後	➤パネルヒーターに変更することにより麹室の理想温度が維持され、麹の発育が早くなり作業時間が大幅に短縮された

【飲食店】 配膳ロボットの導入

導入前	ホールスタッフによる配膳・下げ膳作業に時間を要していた。
導入後	➤配膳ロボットを導入することにより労働時間が大幅に削減された

【製造業】 高機能ミシンの導入

導入前	ニット製品製造について時間を要していた
導入後	➤ニット製品製造用の2種類のミシンを高速かつ操縦性に優れているミシンに切り替えることにより、労働時間を短縮することができた

【製造業】 自動包装機の導入

導入前	菓子袋詰め作業を手作業で行っていた
導入後	➤自動包装機を導入することにより、所要時間が削減された

【製造業】 重量選別機及び振分装置の導入

導入前	製品袋詰めの計量について電子秤を使用しながら手作業で行っていた
導入後	➤重量選別機及び振分装置の導入により自動で計量・振分けを行うことができた ➤手作業による計量作業が大幅に軽減された

【生活関連サービス業】 スチーマーの導入

導入前	これまで髪へのパーマ剤やカラー剤を自然浸透させていた
導入後	➤スチーマーを導入することにより浸透時間が15分～20分短縮された

【製造業】 除雪用ホイールローダーの導入

導入前	現在使用しているホイールローダーによる除雪に平均して3時間要していた
導入後	➤バケット幅の広いホイールローダーを導入することにより、除雪時間を半減することが可能となった

【卸売業】 高機能な測量機の導入

導入前	住宅建設等の基礎となるコンクリート杭施工の測量をメジャーなどにより2名で行っていた
導入後	➤1名で測量可能な測量機を導入することにより、削減された人員をほかの作業に充てることが可能となった

【医療・福祉業】 口腔内動画撮影ビデオカメラの導入

導入前	患者に口腔内の症状を静止画にて説明していたが、説明に時間を要していた
導入後	➤口腔内動画撮影ビデオカメラを導入し、説明時間の短縮を図った

【医療・福祉業】 福祉車両の導入

導入前	車椅子利用者の移送について普通乗用車で行っていた
導入後	➤スロープ付の福祉車両を導入し、乗車までの時間を半減することができた ➤安全性の向上につながった

<お問い合わせ先>
業務改善助成金
コールセンター
☎0120-366-440

<申請先>
秋田労働局雇用環境・均等室
秋田市山王7-1-3秋田合同庁舎4階
☎018-862-6684

<賃金引き上げに向けた無料相談窓口>
秋田働き方改革推進支援センター
秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
☎0120-695-783

相談
無料

働き方改革
進めてみませんか？



同一労働同一賃金ってなに？

人手不足を解消したい

助成金を活用したい！

法改正に合わせた就業規則の見直し

ハラスメント防止対策がしたい！

育児・介護休業を取りやすくしたい

労務に関するお困りごとは「秋田働き方改革推進支援センター」
にご相談ください！みなさまの会社をお手伝いします！

センターへの来所、または電話・
メールでお気軽にご相談ください



専門家の訪問による支援も実施
しております ※裏面の申込書をご覧ください

その他の支援内容

人事労務担当者向けの働き方改革関連のセミナー開催・出張相談会の実施
商工団体や業界団体が実施するセミナー等への講師派遣・相談会への相談員派遣
※会員様向けの研修やセミナーを実施する際には、ぜひご利用ください

貴社のニーズに合わせて対応いたします。まずは下記までご相談ください。

秋田働き方改革推進支援センター



0120-695-783

※一部IP電話等繋がらない場合は、Tel：018-865-5335（有料）
【受付時間】平日 9：00～17：00

住所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

MAIL akita@workstylereform.net

FAX 018-823-3883

<https://hatarakikatataikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/akita.html>



相談方法

- ・フリーダイヤルによる電話相談（0120-695-783）
- ・来所による相談 住所 秋田市大町3-2-44 大町ビル3階
- ・メールによる相談 akita@workstylereform.net
対応日時 平日 9:00～17:00（年末年始を除く）
- ・専門家の個別訪問・オンラインによる相談
土日祝日や夜間を含め、ご希望をうかがいます



秋田働き方改革推進支援センター 相談申込書 FAX 018-823-3883

専門家の個別訪問による相談、来所での相談をご希望の場合には下記にご記入の上、FAXにて送信ください。申込用紙の確認後ご連絡いたします。

貴社名	住所		〒 -			
ご担当者	部署名： 氏名：	労働者数	正規雇用者： 非正規雇用者：	人 人	業種等	業種： 資本金： 万円
連絡先	TEL（ - - ） FAX（ - - ）	MAIL				
<input checked="" type="checkbox"/> ご希望のご相談方法に☑をつけてください。 <input type="checkbox"/> 個別訪問 <input type="checkbox"/> オンライン <input type="checkbox"/> センター来所 <input type="checkbox"/> メール						
<input checked="" type="checkbox"/> 令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）において、秋田働き方改革推進支援センターの利用は初めてですか？ <input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> センターへ行って相談したことがある <input type="checkbox"/> 電話やメールで相談をしたことがある <input type="checkbox"/> すでに個別訪問やオンラインの支援を受けている（ 回） <input type="checkbox"/> セミナーに参加したことがある <input type="checkbox"/> その他 ※個別訪問やオンラインの支援は、1つの支援テーマにつき原則3回とさせていただきます						
<input checked="" type="checkbox"/> 貴社に参与している社会保険労務士はいますか？ <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない						
<input checked="" type="checkbox"/> 今回相談したい内容についてお知らせください ※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可） <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金（不合理な待遇差の解消） <input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正（時間外労働の上限規制） <input type="checkbox"/> 年次有給休暇・特別休暇の取得促進 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 就業規則他諸規定、各種労使協定 <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引上げ <input type="checkbox"/> 人手不足解消・人材募集・育成、教育訓練 <input type="checkbox"/> 助成金の活用 <input type="checkbox"/> しわ寄せ防止 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 兼業・副業 <input type="checkbox"/> ハラスメント防止 <input type="checkbox"/> 女性活躍 <input type="checkbox"/> 仕事と育児・介護等との両立支援 <input type="checkbox"/> 労働条件・労働時間等の労務管理 <input type="checkbox"/> 選択的週休3日制 <input type="checkbox"/> 多様な正社員制度 <input type="checkbox"/> 勤務間インターバル <input type="checkbox"/> 賃金、賞与、退職金制度 <input type="checkbox"/> 退職、定年再雇用 <input type="checkbox"/> 無期転換・正社員転換制度 <input type="checkbox"/> 年収の壁対策 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
<input checked="" type="checkbox"/> すでに取り組んでいる内容についてもお知らせください ※該当する項目に☑をつけてください。（複数選択可） （以前の申込時にご記入いただければ、回答は不要です） <input type="checkbox"/> 長時間労働の削減関係 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇など休暇の取得促進関係 <input type="checkbox"/> 労働時間制度関係（変形労働時間制、フレックスタイム制など） <input type="checkbox"/> 非正規雇用労働者の待遇改善関係（同一労働同一賃金など） <input type="checkbox"/> 業務改善関係（生産性向上など） <input type="checkbox"/> 賃金引上げ関係 <input type="checkbox"/> 人手不足対策関係 <input type="checkbox"/> 助成金の活用関係 <input type="checkbox"/> その他の働き方改革関係 よろしければ、お取り組みの内容についてご記入ください。 （ ）						
<input checked="" type="checkbox"/> 相談時に伝えたいことや、その他のご要望等がございましたらご記入ください。						

センター使用欄	派遣専門家名	申込受付	担当者	月 日	建設・自動車運転・情報サービス・職務分析
R7様式	訪問予定日時 月 日 :	Sales force 入力	担当者	月 日	週休3日制・勤務間インターバル・多様な正社員制度

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

問い合わせ先

- ・業務改善助成金コールセンター
0120-366-440（平日 9:00～17:00）
- ・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。

② キャリアアップ助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組み際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組み際にも活用することができます。

③ 中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター



青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。

④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫
0120-154-505



事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

問い合わせ先

- <先端設備等導入計画の作成等について>
- ・先端設備等の導入先の市区町村
- <税制について>
- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)



中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。

⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

⑦ 中小企業経営強化税制

問い合わせ先

- ・中小企業税制サポートセンター
03-6281-9821
(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)



中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

⑧ 中小企業省力化投資補助金

問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業コールセンター
0570-099-660（9:30～17:30 / 月曜～金曜
（土・日・祝日除く））



人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

⑨ 中小企業成長加速化補助金

問い合わせ先 中小企業成長加速化補助金事務局 0570-07-4153、03-4446-4307(IP電話等からのお問い合わせ)

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指して行う大胆な投資を支援します。



⑩ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先

・ものづくり補助金事務局サポートセンター
050-3821-7013 (10:00~17:00 土日祝日及び12/29~1/3を除く)



中小企業・小規模事業者等の生産性向上に資する革新的な新製品・新サービスの開発や、海外需要開拓等を行う事業のために必要な設備投資・システム構築等を支援します。

⑫サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先

・サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局
0570-666-376



中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。

⑪小規模事業者持続化補助金

問い合わせ先

<商工会の管轄地域で事業を営む方>
・商工会地区事務局 問合せ先は URL 参照
https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
<商工会議所の管轄地域で事業を営む方>
・商工会議所地区事務局 03-6634-9307
<https://r6.jizokukahojokin.info/>



商工会地区



商工会議所地区

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

⑬事業承継・M&A 補助金

問い合わせ先

・事業承継・M&A 補助金事務局 050-3145-3812



事業承継前の設備投資等に係る取組、M&A 時の専門家活用（仲介・フィナンシャルアドバイザー等）の取組、M&A 後の PMI に係る専門家活用や設備投資の取組、事業承継時に伴う廃業費用等を支援します。

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑭下請適正取引等の推進のためのガイドライン

問い合わせ先

・中小企業庁取引課 03-3501-1669



親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

⑮パートナーシップ構築宣言

問い合わせ先

<「宣言」の内容について>
・中小企業庁企画課 03-3501-1765
<「宣言」の提出・掲載について>
(公財) 全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688



下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

⑯労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先

・公正取引委員会事務局経済取引局取引部
企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 03-3581-3378



労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。

⑰官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先

・中小企業庁取引課 03-3501-1669



「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。

⑱官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先 中小企業庁取引課 03-3501-1669

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



4. 資金繰りに関する支援

⑱セーフティネット貸付制度

問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫（日本公庫）
0120-154-505
- ・沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）
098-941-1795



一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

⑳小規模事業者経営改善資金融資制度

（マル経融資）

問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
- ・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店



小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

㉑地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。

㉒人材確保等支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。

雇用管理制度・雇用環境整備助成コース、テレワークコース：5%以上の賃上げを行った場合は支給額に加算されます。

㉓人材開発支援助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

㉔建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金、トライアル雇用助成金の一部コースで助成を行います。

㉕特定求職者雇用開発助成金

（成長分野等人材確保・育成コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など（就職困難者等）を継続して雇用する事業主に助成（30万円～240万円）する特定求職者雇用開発助成金について、これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者の雇い入れ、②人材育成（人材開発支援助成金の活用）及び雇い入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給します。

㉖早期再就職支援等助成金

（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

問い合わせ先

- ・都道府県労働局又はハローワーク



雇入れ支援コース

雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

中途採用拡大コース

中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

⑳産業雇用安定助成金

(スキルアップ支援コース)

問い合わせ先

・都道府県労働局又はハローワーク



在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額 8,635 円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

㉑働き方改革推進支援助成金

問い合わせ先

・都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施した場合にコースに応じた上限額を助成します。賃上げ額(3%~7%以上)に応じて助成上限額の加算もあります。

6. 相談窓口

㉒よろず支援拠点

問い合わせ先

・各都道府県のよろず支援拠点



中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

㉓下請かけこみ寺

問い合わせ先

・(公財)全国中小企業振興機関協会
・各都道府県の下請かけこみ寺
0120-418-618



中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

㉔働き方改革推進支援センター

問い合わせ先

・全国の働き方改革推進支援センター



全国47都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。

㉕中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

問い合わせ先

・ミラサポ plus コールセンター
050-5370-4340



中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらおう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。

各都道府県労働局の問い合わせ先

厚生労働省HP 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



厚生労働省では、事業主の皆さまの賃上げを支援しています

厚生労働省 「賃上げ」支援助成金パッケージのご紹介はこちらをチェック
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金、ものづくり補助金

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げます。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

<業務改善助成金>

□事業概要：事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

□補助上限：30万円～600万円

□助成率：3/4～4/5

□助成対象経費の例

機器・設備の導入：POSレジシステム導入による在庫管理の短縮

経営コンサルティング：国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し

その他：顧客管理情報のシステム化



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

問合せ先 業務改善助成金コールセンター：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

<キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ①正社員化コース | ④賃金規定等共通化コース |
| ②障害者正社員化コース | ⑤賞与・退職金制度導入コース |
| ③賃金規定等改定コース | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |

支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上 4%未満	4万円	5%以上 6%未満	6万 5,000円
4%以上 5%未満	5万円	6%以上	7万円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合、有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。
- 最低賃金の改定に伴い、新最低賃金を下回ることとなる等級についてのみ賃金規定等を増額改定した場合も、助成対象になります。ただし、各都道府県の新最低賃金の公示日以降、発効日の前日までに賃金規定等の増額改定を行う必要があります。

※助成額は令和7年度の内容です

問合せ先 都道府県労働局

詳しくはこちら



<IT導入補助金>

□事業概要：業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。

詳しくはこちら



□補助上限：最大450万円

□補助率：1/2～4/5

□最賃特例：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いることを示した事業者のみなさまには、補助率を2/3にします。

問合せ先 サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター：0570-666-376

<ものづくり補助金>

□事業概要：生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

□補助上限：最大4,000万円

□補助率：1/2～2/3

詳しくはこちら



□最賃特例：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いることを示した事業者のみなさまには、補助率を2/3にします。

問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター：050-3821-7013

<賃上げを後押しするその他施策>

・働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	6～360万円 （※2）
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	



- （※1）建設業の場合
- （※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算
- （※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

・人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分（※）	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

詳しくは▼



※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります（①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。）。

・人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額（※1・2）
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円（40万円）
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円（20万円）
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%（50%）

詳しくは▼



- （※1）括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
- （※2）①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円（80万円）。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円（150万円）。

・特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

・早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

・産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

・中小企業省力化投資補助金

□事業概要：人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

□補助上限：（カタログ注文型）最大1000万円（一般型）最大8000万円 ※従業員数による
更に一定の賃上げで、上限額を引き上げ

□補助率：1 / 3～2 / 3

詳しくはこちら



問合先 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター：0570-099-660

・賃上げ促進税制

□概要：事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除

詳しくは▼



<働き方改革や経営改善に向けた相談先>

・働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

問合先 各都道府県の働き方改革推進支援センター



・よろず支援拠点

売上拡大支援

経営改善支援

ワンストップサービス

経営上の様々なお悩みの相談に対応します！お気軽にご連絡ください。

- ◆ 売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆ 資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

問合先 各都道府県のよろず支援拠点



賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

賃金引き上げ特設ページのメニュー

MENU 1

賃金引き上げに向けた
取り組み事例の紹介

MENU 2

地域・業種・職種ごとの
平均的な賃金検索機能

MENU 3

賃金引き上げに向けた
政府の支援策の紹介

PICK UP!

地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>



賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

CASE 1

株式会社ゆめの樹

洋菓子の製造・販売業

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクバッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

- 社所在地: 熊本県八代市
- 従業員数: 12名



CASE 2

栄研化学株式会社

医薬品・試薬等製造販売業

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

- 本社所在地: 東京都台東区
- 従業員数: 708名、連結754名 (2023年3月31日現在)



CASE 3

南九施設株式会社

造園・土木工事業

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

COMPANY PROFILE

企業プロフィール

- 本社所在地: 鹿児島県鹿児島市
- 従業員数: 19名



主な支援策の紹介

業務改善
助成金

キャリアアップ
助成金

ものづくり補助金

IT導入補助金

賃上げ
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

▶ 「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

106万円の壁
への対応

130万円の壁
への対応

配偶者手当
への対応

年収の壁・支援強化パッケージの
詳細はこちら



業務改善助成金申請・交付決定件数一覧表

○申請件数

上段: 件数
下段: 対前年度比

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月	10月～3月	合計				
27年度	24	28	29	38	33	34	40	45	33	55	22	1	186	196	382				
28年度	5	15	26	17	18	90	67	81	77	68	80	48	171 (91.9%)	421 (214.8%)	592 (155.0%)				
29年度	34	69	63	68	76	133	75	68	89	199	0	27	443 (259.1%)	458 (108.8%)	901 (152.2%)				
30年度	26	79	94	79	133	207	72	72	87	136	0	10	618 (139.5%)	377 (82.3%)	995 (110.4%)				
元年度	7	24	25	30	79	222	44	35	50	124	3	30	387 (62.6%)	286 (75.9%)	673 (67.6%)				
2年度	12	38	45	63	62	67	79	82	105	174	31	47	287 (74.2%)	518 (181.1%)	805 (119.6%)				
3年度	通常	55	63	57	102	458	2,271	342	281	292	500	92	243	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
	特例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	66	212	3,006	3,006	1,750	2,041	4,756	5,047
	合計	55	63	57	102	458	2,271	342	281	292	513	158	455	(1047.4%)	(1047.4%)	(337.8%)	(394.0%)	(590.8%)	(627.0%)
4年度	通常	62	103	155	204	606	2,195	420	230	218	266	258	772	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
	特例	56	23	23	128	0	16	66	165	395	903	-	-	3,325	3,571	2,164	3,693	5,489	7,264
	合計	118	126	178	332	606	2,211	486	395	613	1,169	258	772	(110.6%)	(118.8%)	(123.7%)	(180.9%)	(115.4%)	(143.9%)
5年度	通常	215	320	454	702	1,966	3,671	2,012	2,528	2,712	3,460	339	1,385	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
	特例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,328	7,328	12,436	12,436	19,764	19,764
	合計	215	320	454	702	1,966	3,671	2,012	2,528	2,712	3,460	339	1,385	(220.4%)	(205.2%)	(574.7%)	(336.7%)	(360.1%)	(272.1%)
6年度	570	688	888	1,224	3,108	9,356	2,193	1,123	1,803	830	-	-	15,834 (216.1%)	5,949 (47.8%)	21,783 (110.2%)				
7年度	473	1,243									-	-	1,716 (10.8%)	0 (0.0%)	1,716 (7.9%)				

○交付決定件数

上段: 件数
下段: 対前年度比

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月	10月～3月	合計				
27年度	13	21	26	23	32	34	25	37	42	51	37	2	149	194	343				
28年度	3	4	18	19	20	19	47	78	81	61	83	0	83 (55.7%)	350 (180.4%)	433 (126.2%)				
29年度	18	43	53	52	66	85	83	64	75	70	140	49	317 (381.9%)	481 (137.4%)	798 (184.3%)				
30年度	13	35	66	77	75	102	123	87	81	84	109	18	368 (116.1%)	502 (104.2%)	870 (109.0%)				
元年度	3	6	14	25	22	63	99	99	49	49	79	34	133 (36.1%)	409 (81.5%)	542 (62.3%)				
2年度	14	24	35	35	47	45	59	60	80	73	123	31	200 (150.4%)	426 (104.2%)	626 (115.5%)				
3年度	通常	49	59	52	48	79	288	981	806	620	387	364	95	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
	特例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	12	18	575	575	3,253	3,284	3,828	3,859
	合計	49	59	52	48	79	288	981	806	620	388	376	113	(287.5%)	(287.5%)	(763.6%)	(770.9%)	(611.5%)	(616.5%)
4年度	通常	117	159	161	114	213	375	1,077	899	446	329	287	94	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
	特例	78	83	54	19	43	23	25	40	160	284	491	101	1,139	1,439	3,132	4,233	4,271	5,672
	合計	195	242	215	133	256	398	1,102	939	606	613	778	195	(198.1%)	(250.3%)	(96.3%)	(128.9%)	(111.6%)	(147.0%)
5年度	通常	193	447	373	413	524	949	1,938	1,950	2,306	2,231	1,910	172	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
	特例	81	69	35	5	4	0	0	1	2	0	0	0	2,899	3,093	10,507	10,510	13,406	13,603
	合計	274	516	408	418	528	949	1,938	1,951	2,308	2,231	1,910	172	(254.5%)	(214.9%)	(335.5%)	(248.3%)	(313.9%)	(239.8%)
6年度	819	1,184	1,143	1,246	783	763	726	713	6,913	3,056	1,198	57	5,938 (204.8%)	12,663 (120.5%)	18,601 (138.8%)				
7年度	459	873									-	-	1,332 (22.4%)	0 (0.0%)	1,332 (7.2%)				

令和6年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和7年3月31日時点

	令和6年									令和7年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	25	17	27	52	179	501	53	63	88	25	0	0	1,030
02 青森	4	14	10	21	27	116	41	5	8	3	0	0	249
03 岩手	9	12	15	7	31	68	105	15	15	5	0	0	282
04 宮城	9	4	6	13	53	172	22	18	12	3	0	0	312
05 秋田	1	6	0	10	17	80	7	6	13	1	0	0	141
06 山形	2	11	6	9	25	67	62	6	5	8	0	0	201
07 福島	8	7	33	18	50	249	44	28	19	13	0	0	469
08 茨城	9	18	16	21	69	139	17	10	25	17	0	0	341
09 栃木	7	11	14	27	67	113	26	23	22	11	0	0	321
10 群馬	7	5	13	19	28	102	34	8	31	10	0	0	257
11 埼玉	14	12	21	43	72	214	32	37	80	24	0	0	549
12 千葉	5	17	25	27	68	163	38	27	52	27	0	0	449
13 東京	60	50	54	86	195	446	87	107	363	216	0	0	1,664
14 神奈川	13	26	25	40	114	235	31	36	72	28	0	0	620
15 新潟	10	15	26	34	55	183	15	15	15	7	0	0	375
16 富山	4	8	6	16	26	81	20	19	17	5	0	0	202
17 石川	10	4	9	9	28	109	30	11	15	2	0	0	227
18 福井	7	4	13	20	47	213	29	9	9	7	0	0	358
19 山梨	4	5	11	7	29	48	14	17	14	8	0	0	157
20 長野	6	12	18	26	56	153	17	29	47	12	0	0	376
21 岐阜	12	22	19	32	84	247	27	28	18	6	0	0	495
22 静岡	15	19	34	41	88	347	30	19	28	13	0	0	634
23 愛知	49	51	62	93	270	777	89	81	120	40	0	0	1,632
24 三重	6	10	12	16	43	215	14	17	23	11	0	0	367
25 滋賀	11	10	24	17	43	174	17	10	23	8	0	0	337
26 京都	11	18	16	23	40	240	22	22	39	21	0	0	452
27 大阪	59	69	89	107	340	714	93	87	174	94	0	0	1,826
28 兵庫	29	18	59	62	222	371	45	38	60	27	0	0	931
29 奈良	4	8	8	19	59	83	18	8	23	9	0	0	239
30 和歌山	9	8	8	16	34	147	15	13	17	10	0	0	277
31 鳥取	9	7	12	8	15	137	23	9	7	1	0	0	228
32 島根	9	8	5	6	15	85	36	10	8	2	0	0	184
33 岡山	18	18	22	25	68	207	14	5	24	4	0	0	405
34 広島	20	13	23	25	89	257	23	16	23	10	0	0	499
35 山口	7	5	13	11	84	142	32	19	31	4	0	0	348
36 徳島	5	3	7	14	24	79	292	24	11	5	0	0	464
37 香川	5	20	6	26	38	182	16	17	14	8	0	0	332
38 愛媛	6	14	1	15	25	109	76	11	14	9	0	0	280
39 高知	7	4	7	11	19	116	32	6	8	1	0	0	211
40 福岡	21	25	26	50	102	406	155	50	61	53	0	0	949
41 佐賀	9	2	9	9	26	94	107	12	18	9	0	0	295
42 長崎	7	5	19	10	15	86	77	14	16	5	0	0	254
43 熊本	5	24	10	15	27	178	51	28	25	11	0	0	374
44 大分	3	10	10	30	33	185	46	28	16	10	0	0	371
45 宮崎	5	6	15	11	21	88	21	7	13	0	0	0	187
46 鹿児島	7	3	11	12	16	118	22	10	10	6	0	0	215
47 沖縄	8	30	13	15	32	109	75	43	73	21	0	0	419
合計	570	688	888	1,224	3,108	9,345	2,192	1,121	1,819	830	0	0	21,785

